

農地中間管理事業農用地等借受希望者募集要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付けについて、借受けを希望する者（以下「借受け希望者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象農用地等区域)

第2条 借受けの対象となる農用地等の区域は、別表のとおりとする。

(募集の方法)

第3条 借受け希望者の募集の方法は、次の方法により行うものとする。

- (1) 公社のホームページへの掲載
- (2) その他適切と思われる方法

(募集区域)

第4条 借受け希望者の募集は、市町村の区域又は人・農地プランの作成区域等ごとに行うものとする。

(応募の条件)

第5条 借受け希望者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 公社から借り受けた後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者であること。
- (2) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (3) 当該農用地等を原則として10年以上借り受けて、農業生産活動を行うことができる者であること。
- (4) 第9条に定める募集結果の公表について、同意した者であること。

(応募方法)

第6条 借受け希望者は、農用地等借受申出書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、公社に提出するものとする。

(申出書の有効期限)

第7条 借受け申出書の有効期限は、第6条に定める申出書の提出日から令和3年（2021）年3月31日までとする。

(申出の取り下げ)

第8条 借受け希望者の募集に応募した者が、第6条に定める申出書を提出した後、これを取り下げようとする場合は、農用地等借受申出取り下げ書（別記様式第2号）により公社に提出するものとする。

(募集結果の公表)

第9条 公社は、応募者の氏名又は名称等をインターネットその他適切な方法により公表するものとする。

(附則)

この要領は、平成26（2014）年5月26日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26（2014）年9月30日から施行する。

(附則)

この要領は、平成28（2016）年4月1日から施行する。